

平成 27 年度第 3 回青森市健康福祉審議会地域福祉専門分科会 会議概要

- 1 開催日時 平成 27 年 11 月 17 日（火曜日） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分
- 2 開催場所 青森市福祉増進センター（しあわせプラザ）3 階 大会議室
- 3 出席委員 出雲祐二委員、蛭名篤委員、加川幸男委員、桐原郁子委員、工藤昭委員
坂本浩司委員、佐藤秀樹委員、杉本正委員、村上秀一委員、安井真木子委員
山内了介委員、田中高央委員
《計 12 名》
- 4 欠席委員 大村育子委員、前田保委員、三浦裕委員、藤田三夫委員
《計 4 名》
- 5 事務局 健康福祉部長 赤垣敏子、
健康福祉部理事 今村貴宏、健康福祉部理事 能代谷潤治、
健康福祉部次長 木浪龍太
健康福祉部参事（健康福祉政策課長事務取扱） 赤坂寛、
健康福祉部参事（高齢者支援課長事務取扱） 浦田浩美、
健康福祉部参事（青森市保健所健康づくり推進課長事務取扱） 山口朋子
障がい者支援課長 長内哲史、子育て支援課長 鹿内利行
子どもしあわせ課長 西澤哲司、介護保険課長 門間隆、
生活福祉課長 花田清志、保健予防課長 田中聡子、
浪岡事務所健康福祉課長 加福拓志、
健康福祉政策副参事 森田新、
健康福祉政策課主査 福岡文穂、健康福祉政策課主事 山下貴子、
健康福祉政策課主事 木原敏幸
《計 18 名》
- 6 会議次第
 - 1 開 会
 - 2 健康福祉部長あいさつ
 - 3 委員紹介
 - 4 組織会
 - （1）分科会長の選出
 - （2）分科会長職務代理者の指名

5 案件審議

(1) (仮称) 青森市地域福祉計画 (素案) について

6 閉 会

7 議事概要

4 組織会 (1) 分科会長の選出

出雲委員を推薦する者があり、全委員異議なく全会一致で、出雲委員が分科会長に選出された。(出雲委員了承)

分科会長 出雲 祐二 (青森県立保健大学 教授)

組織会 (2) 分科会長職務代理者の指名

出雲分科会長から、三浦委員が分科会長職務代理者に指名された。

分科会長職務代理者 三浦 裕 (青森県社会福祉法人経営者協議会 理事)

5 案件審議 (1) (仮称) 青森市地域福祉計画 (素案) について〔資料 1～5 参照〕

事務局 (健康福祉政策課長) から説明があった。

意見

- ボランティアポイント制度における「生きがいくくり」の発想は素晴らしいことと思う。
若い障がい者の中には、施設に通ったり、たくさん人がある中に入っていくというのはいやだが、家の手伝いはできるという人もたくさんいる。親御さんは外に出てほしいと願っているが、なかなか機会がない中で、少しばかりでもポイントを得ながら、近所の人の役に立ち、感謝されたり評価されることは、そういう人たちのきっかけになりそうである。
- ボランティアをする場合、若い人たちはインターネットで検索するのが主流になっているため、ホームページでのボランティア募集情報については、これまで以上にまめに更新した方がよい。
- 若い人がボランティアを行う場として、小中学生は学校で行う機会があり、大学生はサークルなどの活動がある。しかしながら、高校生はそのような機会がないように感じる。この空白を埋めてやれば、小中学校で体験した人が、切れ目なく大人になっても活動できる環境になると思う。
- 今後空家が増えることから、行政と不動産業界等民間と連携しコミュニティセンター候補をリストアップしコミュニティセンター化する仕組みづくりをプランすることがよいのではないか。

質疑応答

○素案について、概ねいいと思うが、資料２の「地区社協エリアでの支援体制」における地区社協との連携において、「社会福祉法人」が入っていないのが気になった。社会福祉法の一部改正案をみると、「社会福祉法人」は、これまではそれぞれの与えられた事業だけやっていたらよかったのが、今後は社会福祉法人としてのミッションも含めて、地域の中でこういう役割を担っていくことが必要となってくる。

したがって、この連携する団体の中には、市内のすべての「社会福祉法人」を体制にいれるべきでないかと思う。

そこができていくと、支援のネットワークにもっと広がりが出てくると思う。例えば、「居場所」や「サロン」などにしても、それぞれの施設を何らかの形で使うことだって可能になる。

- ・（事務局）これから整備する「地区カルテ」には、その地区の社会福祉施設を入れ込むこととし、話し合いの場などにも、声掛けしていく予定である。その意味からも、「社会福祉法人」についても、地区社協と連携する団体に明記する。

○アンケートにおいて、地域における高齢者等へのゴミ出しなどの支援について、支援してほしい人と、力になりたいという人のマッチングができていないという結果もあり、これをどのように進めていくのか。

- ・（事務局）地域におけるニーズとサービスのマッチングについては、地区社協を単位とした各地域の中で、「地域支え合い推進員」やその協力員、市職員や関係団体などが中心となって、地域での話し合いの場を設け、その中で支援が必要な人と協力できる人のマッチングを行っていく想定をしている。

○地域福祉サポーター制度について、要支援者は介護保険事業の枠組みの中でサービスを受ける際に利用料を払うこととなるが、このサポーターが行う支援は無料でサービスを受けることができるように見える。これらをどのように仕分けするのか。

- ・（事務局）介護保険とサポーターのサービスのすみ分けは、今後、介護保険の「新しい総合事業」の検討の中で行っていかなくてはならないと思っている。基本的には介護保険のサービスを利用してもらうこととし、そのサービスの隙間を地域でのサポーターで埋めるようなイメージを現段階では持っている。

審議結果

- ・素案には本日の意見を踏まえて修正すること。
- ・この後も意見がある場合は事務局に提出すること。
- ・その修正内容の確認は分科会長に一任すること。
- ・これらをもって、素案については全会一致で了承された。